

## 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める 意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として憲法第26条に基づき全国のどこで学んでも、子どもたちが等しく教育を受けることができるように制定されたものです。これは、財政力が豊かな自治体とそうでない自治体との間で、教育水準に格差を生じないように措置され、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障する国の重要な責任でもあります。

しかし、現在、政府の財政赤字削減を目的とした「三位一体改革」が進められ、義務教育費国庫負担金割合が2分の1から3分の1に削減されました。現在も、経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議、全国知事会を頂点とする「地方六団体」では、「地方分権の推進」、「国と地方の役割分担」との視点から地方の独自性を損ねる補助金制度として廃止・縮減が求められています。

とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。「三位一体改革」により税源移譲がされれば義務教育費国庫負担制度は廃止してもかまわないという指摘がありますが、国庫負担制度が廃止され全額都道府県に税源移譲され一般財源化となった場合、政府の試算では全国の40道県で現在の国庫負担金額より税源移譲額が下回ることがわかっており、とりわけ税収の少ない北海道では約70%の財源しか移譲されないことがわかっています。

北海道における深刻な経済情勢を反映し、就学指導援助受給者や奨学金希望者が増大している中、地方財源の圧迫が保護者負担の増大につながり、ますます少子化に拍車がかかることが危惧されています。

よって、国においては、国の責任である教育水準の最低保障を担保とするために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、2分の1負担への復元をされるよう強く要望します。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 憲法・教育基本法にのっとりた教育改革を行うこと。
- 3 学校事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。
- 4 30人以下学級を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

名 寄 市 議 会